

広東省専利条例

2010年12月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

広東省専利条例

(2010年9月29日付けの広東省第11期人民代表大会常務委員会第21回会議にて可決された)

第一章 総則

第一条 専利保護と管理を強化し、発明創造を奨励し、発明創造の活用を推進し、自主的革新能力を向上させ、経済社会の発展を促進するために、『中華人民共和国専利法』、『中華人民共和国専利法実施細則』及び関連法律、行政法規に従い、本省の実情を踏まえて、本条例を制定する。

第二条 本条例は、本省の行政区域内における専利業務及び関連活動に適用する。

第三条 専利業務は、創造の激励、有効な活用、法による保護及び科学的管理の原則に従わなければならない。

第四条 県級以上の人民政府は、知的財産戦略を実施し、専利業務への指導を強化し、専利業務を国民経済と社会発展計画に盛り込み、効果的な措置を講じて発明創造及び専利の活用・保護・管理を促進しなければならない。

第五条 県級以上の人民政府の専利業務管理部門は、本行政区域内における専利保護と管理業務を担当する。

県級以上の人民政府の関係部門は、各自の職責に基づいて関連専利業務を適切に行うものとする。

第六条 県級以上の人民政府は、本行政区域内における発明創造及び専利の活用・保護・管理を促進するための特別経費を手配しなければならない。

第二章 激励

第七条 企業・事業単位が産業発展の促進に重要な役割を果たす専利技術と設備を研究・開発するよう奨励し、オリジナル革新、集積による革新及び導入・消化・吸収・再革新を促進する。

企業・事業単位が内部の専利人材業績評価・激励体制を構築するよう奨励する。

第八条 企業・事業単位が専利出願、その他の専利事務の処理及び先進的な専利技術や設備の導入等を行うための費用は、法により企業コスト又は事業費として計上される。

企業や企業化管理を実行する事業単位が新技術、新製品、新工程を研究・開発するための費用につき、法により税収優遇を享受する。

第九条 単位や個人が専利技術譲渡、技術開発業務及びそれに関連する技術コンサルティング、技術サービス業務に従事することで取得した収入につき、法により税収優遇を享受する。

第十条 県級以上の人民政府及びその関係部門は専利保有件数、特に発明専利の保有件数を、

自主的革新能力の判定、科学技術・産業プロジェクトの立上げと検収のための重要な指標とし、専利の有効な活用を促進し、専利の産業化水準を向上させるための措置を講じなければならない。

第十一条 財政支援を受けた科学技術プロジェクトを担当して完成した発明創造については、国の安全、国の利益及び重大な社会公共利益に関わるか又は別段の取り決めがある場合を除き、その専利出願権及び専利権は科学研究プロジェクトの担当単位に帰属する。

第十二条 政府調達にあたっては、自国の自主的な専利技術を有する製品を優先的に調達しなければならない。

第十三条 条件を備えている企業・事業単位、業界協会が国家標準、業界標準及び地方標準等の技術標準の制定業務に参加するよう奨励・支持し、自主的に研究開発された専利技術の関連技術標準の形成を推進する。

第十四条 企業・事業単位や個人による発明創造及び専利出願を奨励する。

第十五条 省人民政府は中国専利賞を受賞した当省の企業・事業単位又は個人に奨励を与える。省人民政府は広東専利賞を設け、当省の経済社会発展に突出した貢献を果たし、顕著な効益が生じた専利プロジェクト実施単位と重大な貢献を果たした専利発明者又は考案者に奨励を与える。

第三章 活用

第十六条 各級の人民政府及びその関係部門は、専利活用業務を強化し、国と省の産業政策に合致し、技術水準が高く、良好な市場の見通しがある専利技術プロジェクトの実施を支持し、自主的な専利技術を有するプロジェクトを同等の条件で優先的に立ち上げ、専利技術の産業化を促進しなければならない。

第十七条 大学、科学研究機構及び企業・事業単位が複数のルート、複数の方式による提携を展開し、専利技術の共同研究、開発と活用を促進するよう奨励・支持する。

第十八条 商業銀行が専利権質権担保貸付等の業務を展開し、専利技術産業化プロジェクトへの信用貸付投入を増やすよう奨励する。

担保機構が専利技術産業化プロジェクトのために融資担保を優先的に提供するよう奨励する。

第十九条 県級以上の人民政府の関係部門は、専利取引市場を発展・規範化させ、専利技術取引機構、インターネット上の専利取引プラットフォームの構築と発展を支持し、専利技術取引サービスの水準を向上させ、専利技術の商品化を推進しなければならない。

第二十条 専利資産を有する単位は合併、分立、上場、体制改変、清算、投資、譲渡、置換、競売、債務返済等の状況がある場合、国の規定に従って専利資産評価を受けなければならない。

第二十一条 単位や個人は法により専利出願権譲渡、専利権譲渡、専利実施許諾又は専利権の質権設定等の方式によって専利活用を促進することができる。

第二十二条 国有企業・事業単位の発明専利及び主に財政支援を受ける科学研究プロジェクトで完成した発明専利について、省人民政府は国の利益又は公共利益に重大な意義があると認めた

場合、法により許可された範囲内においてその活用を推し広めることを決定する。実施単位は国の規定に従って専利権者に使用料を支払わなければならない。

第四章 保護

第二十三条 発明又は実用新案専利権が付与された後、法律・法規に別段の規定がある場合を除き、いかなる単位と個人も専利権者の許諾を得ずに生産経営を目的として同一又は均等の技術特徴を有する技術方案でその専利を実施してはならない。

前項にいう均等の技術特徴とは、記載された技術特徴と実質的に同一の手段で、実質的に同一の機能を実現し、実質的に同一の効果を達成し、かつ当業者が創造的な労働を経ずに想到できる特徴を指す。

第二十四条 意匠専利権が付与された後、法律・法規に別段の規定がある場合を除き、いかなる単位と個人も専利権者の許諾を得ずに生産経営を目的として同一又は類似の意匠でその専利を実施してはならない。

前項にいう類似とは、権利侵害デザインと登録意匠は全体的な視覚効果において実質的な差異がないことを指す。

第二十五条 いかなる単位と個人も第二十三条、第二十四条に掲げた権利侵害行為のために製造、販売許諾、販売、輸入、輸送、倉庫保管等の便利条件を提供してはならない。

第二十六条 専利権者の許諾を得ずにその専利を実施し、すなわちその専利権を侵害し、紛争を引き起こした場合は、当事者が協議した上で解決する。協議を望まないか又は協議が成立しなかった場合、専利権者又は利害関係者は人民法院に訴訟を提起することができ、専利行政部門に処理を請求することもできる。

第二十七条 専利行政部門に専利権侵害紛争の処理を請求する場合は、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (一) 専利権紛争処理請求書、証拠、及び身分証明書、営業許可書等の資料を提出する。
- (二) 請求人は専利権者又は利害関係者である。
- (三) 明確な被請求人がある。
- (四) 明確な請求事項及び事実、理由がある。
- (五) 当事者間で仲裁取り決めがなくかつ人民法院への訴訟提起もない。
- (六) 当該専利行政部門の管轄範囲と受理事項範囲内に属する。

第二十八条 専利行政部門は、専利権侵害紛争処理請求書等の関連資料を受け取った日から7日以内に受理するかどうかの決定を下すとともに、書面にて請求人に通知しなければならない。受理しない場合は、その理由を説明しなければならない。

第二十九条 専利行政部門は専利権侵害紛争事件を処理するにあたって、当該専利権侵害紛争事件を処理する3名以上の奇数の担当者を指定しなければならない。

第三十条 専利行政部門は専利権侵害紛争事件を処理するにあたって、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(一) 当事者の生産経営場所に対する現場検証・検査を実施する。

(二) 当事者又は関係者に質問し、事件に関連する状況を調査する。

(三) 事件に関連する契約、請求書、帳簿、コンピューター上のデータ及びその他の関連資料を閲覧、複製する。

(四) 事件に関連する物品を検査し、抜き取り・証拠捜しを行う。

(五) 証拠資料が滅失する又は移転される可能性がある場合に、当部門の責任者の許可を得て、先に登記保存することができる。

専利行政部門は法により公務を執行し、関係単位や個人はこれに協力、服従し、如実に状況を反映しなければならない、拒否したり妨害したりしてはならない。

第三十一条 専利行政部門は専利権侵害紛争事件を処理し、現場検証・検査を行うにあたって、被請求人又は関係者に法執行証書を提示しかつ検証検査通知書を送達しなければならない。被請求人又は関係者は如実に質問に答え、かつ調査又は検査に協力しなければならない。質問又は検査につき、記録を作成しなければならない。

第三十二条 専利行政部門は専利権紛争事件を処理するとき、当事者が事件に関連する物品を移転して他人に損失を与える可能性があると判断した場合、請求人の申立と担保に応じて、事件に関連する物品に対して封鎖保存、一時押収の措置を講じることができる。専利行政部門は封鎖保存、一時押収の措置を講じるにあたって、部門の責任者の許可を得て、かつ封鎖保存、一時押収決定書とリストを作成し、その場で当事者に交付しなければならない。

被請求人は封鎖保存、一時押収を受けた物品に担保を提供した場合、専利行政部門の審査・同意を得て、封鎖保存を解除する又は一時押収の物品を返還する。

第三十三条 専利行政部門は一時押収された又は登記保存された物品を適切に保管するものとし、それを損なってはならない。

当事者は封鎖保存された物品を勝手に開封、移転、破損、売却してはならない。

第三十四条 専利行政部門が専利権侵害紛争事件を審理する際に、当事者は陳述と弁明を行う権利を有する。専利行政部門は当事者の意見を十分に聴取し、当事者から提出された事実、理由及び証拠を再審しなければならない。

第三十五条 専利行政部門は、次の各号に掲げる方式で専利権侵害紛争事件を処理することができる。

(一) 調停を経て合意に達した場合、調停書を作成する。

(二) 専利権侵害を構成した場合、権利侵害行為差止を命じる決定を下す。

(三) 専利権侵害を構成しなかった場合、請求却下の決定を下す。

(四) 専利権が無効と宣告されたか、又は請求人が請求を取り下げ、専利行政部門の審査・同意を得た場合、事件取下げの決定を下す。

第三十六条 専利行政部門は専利権侵害紛争事件の処理にあたって、調停が成立しなかった場合、事件を受理した日から6ヶ月以内に処理決定を下さなければならない。情状が複雑で、期間を延長する必要がある場合は、当部門の責任者の許可を得て、3ヶ月延長することができる。

第三十七条 専利行政部門は専利権侵害紛争を処理するとき、権利侵害行為が成立すると認定した場合、権利侵害者に対して製造、使用、販売、販売許諾、輸入等の権利侵害行為を直ちに停止するよう命じ、権利侵害製品又は権利侵害方法を使用して直接得られた製品を廃棄し、権利侵害製品又は権利侵害方法を使用した専用部品、ツール、金型、設備等の物品を廃棄するよう命じる。

当事者はこれに不服がある場合、処理決定を受け取った日から15日以内に、法により人民法院に訴訟を提起することができる。権利侵害者が期限を過ぎても訴訟を提起せず、権利侵害行為も停止しない場合、専利業務管理部門は人民法院に強制執行を申し立てることができる。

第三十八条 展示会期間中に専利権侵害紛争が発生した場合は、調停、協議による裁決又は行政処理等の処理方式を講じることができる。

専利行政部門は行政処理を行うとき、権利侵害が成立すると認定した場合、被請求人に対して権利侵害展示品を直ちに展示会から撤去し、権利侵害展示品を紹介する宣伝資料を廃棄するよう命じなければならない。

展示会期間中における専利権侵害紛争処理の具体的な弁法は、省人民政府が本条例の施行日から1年以内に制定する。

第三十九条 専利権者及び利害関係者は法によりその権利を行使しなければならない。次の各号に掲げる行為を有してはならない。

(一) 従来技術又は従来デザインで専利を出願しかつ専利権を付与された後に、専利行政部門に専利権侵害の処理を請求する。

(二) 専利実施の被許諾者にその他の専利使用权の購入を強要する。

(三) 専利実施の被許諾者に専利権者の専利に基づいて行った改良専利を専利権者にのみ売り戻すよう強要する。

(四) 専利実施の被許諾者が当該専利の有効性に異議を申し立てることを禁止する。

第四十条 専利行政部門は押収した専利詐称製品及び標識を廃棄しなければならない。

第五章 サービス

第四十一条 専利行政部門は専利情報化建設を強化し、専利情報サービスを規範化し、専利情報の伝達、開発及び利用を促進しなければならない。条件を備えている地方において専利情報サービスネットワーク及び重点業界・産業の専利データベースを構築しなければならない。

第四十二条 省、地級以上の市人民政府の専利行政部門は専利早期警告メカニズムを構築し、重点区域、業界、産業及び技術分野における国内外の専利状況、発展傾向及び競争態勢を監視・

通報し、政府の意思決定及び企業・事業単位の発展のために奉仕しなければならない。

第四十三条 専利代理、検索、評価、ライセンス取引等のサービスに従事する機構及びその従業員は、関連法律、行政法規に従って業務執行資質又は資格を取得しなければならない。専利サービス機構は法により登記登録手続を行わなければならない。

専利サービス機構及びその従業員は当事者の営業秘密を漏洩してはならず、専利出願人及びその他の当事者の合法的權益を害してはならない。

第四十四条 県級以上の人民政府及びその他の関係部門は、専利の関連法律・法規及び関連専利知識の宣伝を強化し、専利業務従業員の育成を強化しなければならない。

青少年向けの専利基礎知識教育の展開を奨励し、条件を備えている大学や、中等職業学校及び普通の小中高校は専利知識レッスンを開設することができる。

第六章 監督管理

第四十五条 県級以上の人民政府は専利業務への監督管理を強化し、監督管理メカニズムを構築・健全化しなければならない。

上級の人民政府の専利行政部門は、下級の人民政府の専利行政部門の業務を指導・監督しなければならない。

第四十六条 省、地級以上の市人民政府は、以下の重大な経済活動に対して専利審査を行わなければならない。

- (一) 専利に関わる重大な産業技術・装備導入政策の制定。
- (二) 重要な導入技術に関わる消化・吸収・再革新活動。
- (三) 国の利益に関わりかつ重要な専利を有する企業の合併・買収、技術輸出等の活動。
- (四) 専利に関わる重大プロジェクトや製品の政府投資活動。
- (五) 規模以上の国有又は国有持株企業の専利に関わる重大経済活動。

第四十七条 政府投資により立ち上げられた様々な研究、開発及び産業化プロジェクトの担当単位は、株式所有構造の改革、中外合弁、中外合作の実行中に関連専利を譲渡する場合、現地のプロジェクト管理部門と専利行政部門に報告して届け出なければならない。

第四十八条 省人民政府の専利行政部門は、専利代理機構の設立申請書を受け取った後に、地級以上の市人民政府の専利行政部門に初歩的な査定意見の提出を委託し、かつ初歩的な査定意見に基づいて審査意見を提出し、法により国務院専利行政部門に報告して審査許可を受けることができる。

弁護士事務所は専利代理業務の開設を申請する場合、地級以上の市の司法行政部門の同意を得た後に、省の専利行政部門に報告して審査を受けなければならない。省の専利行政部門が審査のうち同意した場合は、国務院専利行政部門に報告して審査許可を受ける。

第四十九条 専利行政部門は国の規定に従って専利代理機構と専利代理人の業務執行を監督し

なければならない。

専利代理業界協会は業界自律メカニズムを構築・健全化し、専利代理機構及び専利代理人の業務執行行為を規範化し、業界の健全かつ秩序正しい発展を促進しなければならない。

第五十条 専利行政部門は専利行政法執行の職権と手続きを社会に公開し、かつ社会に通報、苦情の受付電話番号を公開し、社会の監督を受けなければならない。

第五十一条 いかなる単位と個人にも専利行政部門、関係行政部門の本条例に違反した行為についてその上級の主管部門又は監察機関に通報、苦情申立を行う権利がある。上級の主管部門又は監察機関は通報、苦情を受け取った日から15日以内に受理するかどうかを決定するとともに、通報人、苦情申立人に告知しなければならない。

いかなる単位と個人にも専利詐称、市場秩序の攪乱等の違法行為について専利行政部門及び関係行政部門に通報、苦情申立を行う権利がある。専利行政部門及び関係行政部門は通報、苦情を受け取った日から15日以内に受理するかどうかを決定するとともに、通報人、苦情申立人に告知しなければならない。受理する旨の決定を下した場合は、速やかに調査を組織しかつ処理結果を通報人、苦情申立人に告知すると同時に、社会に公開しなければならない。

第五十二条 いかなる単位と個人も専利賞の評定、専利譲渡、展示会の開催、専利プロジェクト集又は発明者名録の出版等の名義で、専利出願人、専利権者、発明者、考案者等の財物をだまし取ってはならない。

第七章 法的責任

第五十三条 本条例第二十五条の規定に違反し、専利権侵害行為のために便利条件を提供した場合、専利行政部門は行為者に対して当該行為を停止するよう命じる。

第五十四条 専利権侵害に当たると認定された行政処理決定、民事判決又は仲裁裁決が発効した後、権利侵害者が同一の専利権を再び侵害し、市場秩序を攪乱した場合、専利行政部門は本条例第三十七条第一項の規定に従って処理し、違法所得を没収するとともに、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金に処することができる。違法所得がない場合は、1万元以上5万元以下の罰金に処することができる。情状が深刻な場合は、5万元以上10万元以下の罰金に処することができる。

第五十五条 本条例第三十九条の規定に違反した場合、専利行政部門は警告を与え、是正を命じるとともに、1万元以上5万元以下の罰金に処することができる。情状が深刻な場合は、5万元以上10万元以下の罰金に処することができる。

第五十六条 本条例第四十三条の規定に違反し、法により専利サービスの業務執行資質又は資格を取得せずに営利目的で専利サービスに従事した場合、専利業務管理部門は是正を命じ、違法所得を没収するとともに、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金に処することができる。違法所得がない場合は、1万元以上5万元以下の罰金に処することができる。情状が深刻な場合は、5万元以上10万元以下の罰金に処することができる。

第五十七条 本条例第三十条第二項、第三十三条第二項、第五十二条の規定に違反した場合は、法により治安管理处罰を与える。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。

第五十八条 専利行政部門が本条例第三十三条第一項の規定に違反した場合、上級行政機関又は関係部門は是正を命じ、法により直接担当者及びその他の責任者に処分を与える。

専利行政部門の職員及びその他の関係国家機関の職員は職務を怠ったり、職権を濫用したり、私情で法を曲げ不正を働いたり、横領・収賄したりした場合、法により処分を与える。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。

第八章 附則

第五十九条 本条例は2010年12月1日より施行される。1996年9月25日付けの広東省第8期人民代表大会常務委員会第24回会議にて可決された『広東省専利保護条例』は同時に廃止される。

出所：2019年6月24日付け広東省人民政府ウェブサイトを基にJETRO広州事務所で日本語仮訳を作成

http://www.gd.gov.cn/zwgk/wjk/zcfgk/content/post_2521394.html